

Fululu 和風スタジオ熱海来宮 -熱海の家- (商用利用プラン)

Fululu 和風スタジオ熱海来宮 -熱海の家-は個人別荘の空き時間を活用したマネージメントロケスペースになります。

商用利用料金プラン (税込) 10:00～18:00 * 時間外対応 09:00～20:00		
人数制限	制作人数 12 人迄	
最低利用時間 3 h ~	18,000/h	(税込 19,800/h)
4 h パック	64,000	(税込 70,400)
6 h パック	91,000	(税込 100,100)
8 h パック	115,000	(税込 126,500)
源泉風呂使用	4,000/回	(税込 4,400)
時間外対応	+5,000/h	(税込: +5,500/h)
ロケハン対応	10,000/h	(税込 11,000/h)
	<ul style="list-style-type: none"> ● 内覧には事前に企画書の提出をお願いします。 ● お約束時間に大幅な遅れが生じた場合は 18,000/h の請求をさせていただく場合がございます。 ● ロケハン立会は東京から出向きます。前日・当日のキャンセルが無いようにお願いします。また当日キャンセルの際は 18,000 円ご請求させていただきます。 	
全ての利用料は当日現金にてお願い致します。※インボイス対応は当日発行する領収書となります。		

お問い合わせ

☎ 090-8117-8745 迄 (まじやま) * 受付 9:00-20:00 無休!

* 空き状況確認には別荘オーナーご家族の確認が必要になります。回答まで多少のお時間をいただきます。

レンタル範囲 (築 100 年の大正建築風古民家 (リフォーム済み))

※ 1F: 和室 4.5 畳・6 畳・リビングダイニング・玄関ホール・縁側・4.5 畳分の源泉風呂 (お湯代別途)・洗面

※ 2F: 和室 6 畳×2 部屋・2 階縁側 (熱海の街や海が一望できます)

設 備

※ 電気: 60A (発電機持込不可) 水道: 可 コンロ: IH

※ 冷暖: エアコン 1F (リビング・和室 4.5 畳)・2F (和室 6 畳)

※ 便所: 2 か所 (洋式水洗)

※ 備品: 電子レンジ・電気ポット・冷蔵庫・食器・布団・座布団

※ 養生: 個人宅につき規約に準じる養生をお願いします。

※ 駐車: 普通車 1 台分 * 全面 4m の為すれ違い不可の為、路上駐車禁止及びロケバス・トラック停車不可!

(大型及び 2 台以上の場合は来宮駅前タイムス駐車場にお止めください * 徒歩 7 分)

アクセス

※ JR 伊東線来宮駅より徒歩 7 分程・JR 熱海駅より車 8 分程 (所在はロケハン時にお知らせいたします)

利用規約

個人別荘の空き時間を活用したロケ地になります。室内外は個人所有物が多くございます。取り扱いには十分ご配慮くださるようお願いいたします。また静かな住宅地にあるため、屋外・道路等ではお静かにお願いします。

I.下記に触れる場合は貸し出しの中止又は撮影のストップをさせていただく場合がございます

- ✓ 建物への火災や損傷リスク、近隣への迷惑トラブルが著しく高いと判断した場合
- ✓ 社会道徳上悪影響を及ぼし弊社イメージを傷つける可能性があるかと判断した場合
- ✓ ノード不可（水着・下着可）

II.撮影時の注意事項

- ✓ スタジオ管理者の指示に従い事前の打合せ内容を逸脱しないこと。
- ✓ 近隣とのトラブルはスタジオ管理者に必ず報告してください。
- ✓ **室内外禁煙*喫煙は所定の場所で行います。**

III.養生・原状復帰・損害賠償

*経年変化は修繕では復旧不可能でございます。取り扱いのご協力をお願いします。

- ✓ カメラ照明の三脚下部はバンチカーペット又はテニスボール取り付けなどで床材保護をお願いします。
- ✓ 美術品・箱馬・アルミケースなどを置く場合はプラダン・毛布などで床材保護をお願いします。
- ✓ 建物へは釘打ち及びガムテープ・養生テープは使わないでください。
- ✓ 撮影後は原状復帰をお願いします。
- ✓ ゴミはお持ち帰りください。
- ✓ 汚損・破損が確認された場合は修繕費等をご請求させていただく場合がございます。

IV.作品の確認・目的外使用

- ✓ 使用目的確認のため、完成品の発売日・放送日・公開日等お知らせください。

V.撮影料金（施設利用料・キャンセル料）

- ✓ 料金は当日現金でお支払いください。
- ✓ キャンセル負担は見積もりの7日前50%・2日前100%から算出させていただきます。

VI.付近での撮影・道路使用許可

- ✓ 付近で撮影される場合は必ず事前にお知らせください。道路に見えて民地の場合がございます。内容により地権者への
ご挨拶又は警察への許可申請又は県土整備事務所への届けのお願いをすることがございます。ご協力をお願いします。

VII.機密保持

- ✓ 個人宅につき施設内の情報を秘密として保持し第三者への開示、漏洩、公表をしないようお願いします。

